

法務委員	大島慶次郎君
農林委員	岡田 宗司君
議院運営委員	高田 寛君
	○議長(佐藤尚武君) これより本日の会議を開きます。
	日程第一、漁港法案(衆議院提出)を議題といたします。先づ委員長の報告を求めます。水産委員長木下辰雄君。
[審査報告書]	[審査報告書は都合により最終号附録に掲載]
漁港法案	右の本院提出案をここに添付する。
	昭和二十五年四月八日
衆議院議長 紫原喜重郎	參議院議長 佐藤尚武殿
目次	
第一章 総則(第一條—第四條)	
第二章 漁港の指定(第五條・第六條)	
第三章 漁港審議会(第七條—第十六條)	
第四章 漁港修築事業(第十七條—第二十四條)	
第五章 漁港の維持管理(第十五條—第二十九條)	
第六章 雜則(第四十條—第四十四條)	
第七章 罰則(第四十五條—第四十七條)	
附則	
(一)の法則の目的)	この法律は、水産業の発達を図り、これにより国民生活の安定と国民経済の発展とに寄與するため、漁港を整備し、及びその

維持管理を適正にする」とを目的とする。
第二條 この法律で「漁港」とは、天城及び陸域並びに施設の総合体であつて、第五條第一項の規定により指定されたものをいう。
(漁港施設の意義)
第三條 この法律で「漁港施設」とは、左に掲げる施設であつて、漁港の区域内にあるものをいう。
一 基本施設
イ 外かく施設 防波堤、防砂堤、導流堤、水門、こう門及び護岸
ロ けい留施設 岸壁、物揚場、けい船浮橋、けい船くい、さん橋、浮さん橋及び船揚場
ハ 水域施設 航路及び泊地
イ 輸送施設 鉄道、軌道、道路、橋、掘りよう及び連河
ロ 航行補助施設 航路標識並びに漁船の入出港のための信号施設及び照明施設
ハ 漁港施設用地 各種漁港施設の敷地
二 機能施設
ロ 漁船機関修理場及び油理場、漁船機関修理場及び油干場
ハ 漁船機具保管施設 漁船修理場、漁船機具保管施設
三 業務施設
ホ 水補給施設 漁船のための給水及び給油施設
ヘ 漁獲物の処理、保藏及び加工場
ト 漁業用通信施設 陸上無線電信、陸上無線電話及び気象信号所

チ 漁船船員厚生施設 宿泊所、浴場、診療所及び漁船船員ホーリール 及び監視所
(漁港修築事業の意義)
第四條 この法律で「漁港修築事業」とは、第十七條第一項の漁港の整備、増築、改築、補修若しくは除却、漁港の区域内の土地の欠墾の防止又は漁港の区域内への土砂の流入の防止その他漁港の整備を図るための事業をいう。
(漁港の指定)
第五條 農林大臣は、漁港審議会の議を経、且つ、関係都道府県知事の意見を徴して、漁港の名称、種類及び区域を定めて漁港の指定を行ふ。
第六條 漁港の種類は、左の通りとする。
第一種漁港 その利用範囲が地元の漁業を中心とするもの
第二種漁港 その利用範囲が第一種漁港よりも広く、第三種漁港に属しないもの
第三種漁港 その利用範囲が全国的なもの
第四種漁港 離島その他辺すうの地域にあつて漁場の開拓又は漁船の避難上特に必要なものの
第五種漁港 審議會

3 漁港審議会に余長を置き、委員の互選により選任する。
4 会長は、会務を総理する。
5 漁港審議会は、あらかじめ、委員の中から、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めておかなければならぬ。
6 水産庁長官たる委員には、次條から第十二条までの規定は、適用しない。
(委員の任命)
第九條 委員は、左に掲げる者の中から、内閣總理大臣が、兩議院の同意を得て、任命する。
一 漁港の整備について、充分な知識と経験を有する者
二 漁港の修築に関する技術について、充分な知識と経験を有する者
三 漁港の運営について、充分な知識と経験を有する者
四 漁業に関する知識と経験を有する者
五 漁港審議会と密接な連絡を保つよう努めなければならない。
六 漁港審議会は、農林大臣の監督に属する。
七 漁港審議会は、常に、中央漁業調査審議会と密接な連絡を保つよう努めなければならない。
八 漁港審議会は、委員九人をもつて組織する。
九 漁港審議会は、農林大臣の監督に属する。

3 漁港審議会に余長を置き、委員の互選により選任する。
4 会長は、会務を総理する。
5 漁港審議会は、あらかじめ、委員の中から、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めておかなければならぬ。
6 水産庁長官たる委員には、次條から第十二条までの規定は、適用しない。
(委員の任期)
第十條 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができることをもつて充てる。

3 漁港審議会の設置後最初に任命

される委員の任期は、任命の際ににおいて内閣総理大臣の定めるところにより、そのうち二人は一年、三人は二年、三人は三年とする。

(委員の退職)

第十一條 委員は、第九條第二項後段の規定による兩議院の同意がなかつたときは、当然退職するものとする。

(委員の罷免)

第十二條 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務を執行することができず、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、兩議院の同意を得て、これを罷免することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定に

より委員の罷免について兩議院の同意を得ようとするときは、あらかじめ、当該委員に罷免の事由を文書をもつて通知し、当該委員又はその代理人が公開の聽問において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を與えなければならない。

(議決方法及び調査等)

第十三條 漁港審議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 漁港審議会の議事は、出席した委員(会長たる委員を除く。)の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 漁港審議会は、公務所、漁港関係若しくはその組織する団体その他の方対し、審議のために

必要な報告若しくは資料の提出を求める、又は関係人の出頭を求めてその意見を聞くことができる。

4 漁港審議会は、審議のために必要な調査を嘱託することができ

べきは、その定めた漁港の整備計画における整備計画を決定したときは、これを国会に提出して、その承認を受けなければならない。この場合において、内閣が決定した漁港の整備計画が漁港審議会の意見と異なるときは、内閣は、漁港審議会の意見を添えて国会に提出しなければならない。

2 内閣は、毎年度、国の財政の許す範圍内において、前項の漁港の整備計画を実施するために、必要な経費を予算に計上しなければならぬ。

3 第一項又は第三項の場合において、漁港修築事業を施行しようとすると、漁港修築事業を定める者は、漁港修築計画を定めるために必要があるときは、五日前にその所有者又は占有者に通知入り、測量又は検査することができる。この場合において、国以外の者の施行に係るときには、立ち入るべき土地又は水面の区域を定めて、あらかじめ、農林大臣の許可を受けなければならない。

4 第一項又は第三項の場合には、左の区分に従い、各々その定める割合をもつて、国は、当該漁港修築事業の施行者に補助する。

三 漁港の整備計画に基づいて漁港修築計画を定めなければならない。

第一項又は前項の規定により漁港修築計画を定める場合には、右の区分に従い、各々その定める割合を国において負担する。

区分 比率

第三種漁港	北海道にあつては域にあつては	その他の地
百分の六 百%の八 十五又は百	百分之七 百%の五 十	分の六十 その他の地

第一項の漁港の整備計画について意見を決定するとき、その他必要があると認めるときは、公聽会を開くことができ、又は農林大臣の指示若しくは漁港審議会の定める利害関係人の請求があつたときは、公聽会を開くなければならない。

2 第十五條 委員は、政令の定めるところにより、旅費、手当その他の賃料の繰りに伴う実費を受けるものとする。

3 第十六條 この法律に定めるもののうち、漁港の運営に關係するものについては、公聽会を開くべきである。

4 第十七条 第一項の漁港の整備計画に基いて漁港修築計画を定めた上、農林大臣の許可を受けなければならない。

2 農林大臣は、前項の許可をする際には、あらかじめ漁港審議会の議を経て定めた基準によらなければならぬ。

3 国以外の者が第三種漁港又は第四種漁港について漁港修築事業を定めた場合には、農林大臣は、第十七條第一項の規定による。

4 第十八条 漁港修築事業は、国、漁港の所在地の地方公共團體又は漁港を有する水産業協同組合でなければ、施行することができない。

5 第十九條 国以外の者が漁港修築事業を施行しようとする場合には、漁港を有する水産業協同組合でなければ、施行することができない。

6 第二十條 国が漁港修築事業を施行する場合は、農林大臣の許可を受けなければならない。

7 第二十一条 国以外の者が漁港修築事業を施行する場合には、漁港修築計画を定めた上、農林大臣の許可を受けなければならない。

8 第二十二条 国が漁港修築事業を施行する場合には、農林大臣は、前項の許可を下す際には、當該漁港修築事業に要する費用の一部を當該漁港の漁港管理者の同意を得て、これに負担させることができることとする。

9 第二十三条 漁港修築事業の施行する場合には、農林大臣は、前項の規定により國が負担し、又は補助することとなる金額が、國会の議決を経た予算の金額をこえ

ない範囲内で、これをしなければならない。

(漁港修築事業の施行の許可に係る権利の譲渡及び漁港修築事業の施行の委託)

第二十一條 漁港修築事業の施行の許可に係る権利の譲渡は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 漁港修築事業の施行者は、農林大臣の許可を受けて、漁港修築事業の施行を委託することができない。

3 第一項の認可及び前項の許可をするについては、第十九條第二項の規定を適用する。(漁港修築計画の変更、漁港修築事業の廃止その他)

第一項の認可及び前項の許可をするについては、第十九條第二項の規定を適用する。農林大臣は、國以外の漁港修築事業の施行者とする事由により必要があると認める場合に、國以外の漁港修築事業の施行者に対し、漁港修築計画の変更又は漁港修築事業の全部若しくは一部の廃止若しくはその施行の停止を命ずることができる。

3 農林大臣は、國以外の漁港修築事業の施行者がする事業の施行が、この法律、この法律に基く命令若しくはこれらの法令に基いてする行政令の处分に違反し、若しくはしゆん功の見込がないと認めるとき、又は当該施行者が漁港修築計画において定められた期限までに工事に着手しないときは、当該漁港修築事業の施行の許可を取り消すことができる。

(土地、水面等の使用及び収用)

第二十二條 国以外の漁港修築事業の施行者は、事情の変更その他の事由がある場合において農林大臣の許可を受けた後でなければ、漁港修築計画を変更し、又は漁港修築事業の全部若しくは一部を廃止し、若しくはその施行を停止してはならない。

2 農林大臣は、前項の許可をする場合において、その漁港に漁港管理者があるときは、当該漁港管理者の意見を徴し、その意見を尊重して、これをしなければならない。但し、急遽を要する場合及び軽微な事項である場合には、この限りでない。

(施行者に対する指示及び命令並びに許可の取消)

第二十三條 農林大臣は、國以外の漁港修築事業の施行者に対して、工

事の施行の順序その他漁港修築事業の施行方法に関する必要な事項を指示することができる。

2 農林大臣は、地形の変化その他

の事由により必要があると認める場合は、立ち入り、若しくは使用

すべき土地若しくは水面の区域又

は使用の期間を定めて、あらかじめ、農林大臣の許可を受けなければならぬ。

3 前項の規定による立入をする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

4 第二項の場合には、漁港修築事業の施行者は、退滞なく、同項の立入若しくは使用により現に生じた損害を補償し、又は相当の使用料を支拂わなければならない。

(第五章 漁港の維持管理)

第二十五條 漁港の維持、保全及び運営その他の漁港の維持管理の適正運営を図るために、農林大臣は、漁港審議会の議を経て定める基準に従い、且つ、関係都道府県知事の意見を徴し、当該漁港の所在地の地方公共団体又は当該漁港を地区内に有する水産業協同組合を漁港管理者に指定する。

2 前項の規定により指定された地

は、必要な土地若しくはこれに定着する物件又はこれらに関する権利を土地收用法(明治三十三年法律第二十九号)により、收用又は

使用することができる。

(漁港修築事業の施行者は、漁港修築事業の施行のために必要がある場合には、五日前にその所有者又は占有者に通知して、他人の土

地若しくは水面に立ち入り、又は

これらを一時材料貯場として使用

することができる。この場合において、國以外の者の施行に係るときには、立ち入り、若しくは使用

するときは、公聽会を開かなければならぬ。

2 農林大臣は、左に掲げる者をもつて

は使用の期間を定めて、あらかじめ、農林大臣の許可を受けなければならぬ。

3 前項の規定による立入をする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

4 第二項の場合には、漁港修築事業の施行者は、退滞なく、同項の立入若しくは使用により現に生じた損害を補償し、又は相当の使用料を支拂わなければならない。

(漁港管理会の設置及び権限)

第二十六條 漁港管理者は、漁港管

理計画及びこれを実施するために必要な漁港管理規程を定め、これに従い漁港の維持管理をする責に任する。

(漁港管理会の設置及び権限)

第二十七條 漁港管理者は、漁港の維持管理に関する重要事項を調査審議させるために、漁港に、漁港管理会を置かなければならぬ。

但し、第一種漁港、水産業協同組合が漁港管理者たる漁港及び農林大臣が漁港審議会の議を経て指定した漁港については、この限りでない。

2 漁港管理者は、漁港管理会を設置したときは、退滞なく、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

3 漁港管理者は、漁港管理会の設置、漁港管理規程の制定その他の漁港の維持管理に関する重要な事項について、漁港管理会の意見を徴し、その意見を尊重しなければならない。

4 漁港管理者として適当でないと認められる場合には、第一項の規定による漁港管理者の指定を取り消すことができる。

(漁港管理会の組織)

第二十八條 漁港管理会は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、漁港管理者である地方公共団体の長又は水産業協同組合の代表者(代表者が数人ある場合

るとき、又は前項の規定により漁港管理者の指定を取り消すとすると、漁港管理者の指定をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

1 当該漁港の所在地の市町村の区域内に住所又は事業場を有する者であつて、一年に九十日以上、漁船を使用する漁業者を當み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕

若しくは養殖に從事する者の中から互選せられた者七人

2 漁港に關し充分な知識と経験を有する者の中から当該漁港の所在地の都道府県知事が推薦した者二人

3 在地の市町村長が推薦した者二人

4 委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

1 は、その歴人のうち漁港管理者の指定する者)をもつて充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

1 当該漁港の所在地の市町村の区域内に住所又は事業場を有する者であつて、一年に九十日以上、漁船を使用する漁業者を當み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕

若しくは養殖に從事する者の中から互選せられた者七人

2 漁港に關し充分な知識と経験を有する者の中から当該漁港の所在地の都道府県知事が推薦した者二人

3 在地の市町村長が推薦した者二人

4 委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

1 は、その歴人のうち漁港管理者の指定する者)をもつて充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

4 は、その歴人のうち漁港管理者の指定する者)をもつて充てる。

5 漁港に關し充分な知識と経験を有する者の中から当該漁港の所在地の都道府県知事が推薦した者一人(第三種漁港及び第四種漁港における漁港管理会に限る。)

6 漁港の所在地が二以上の市町村又は二以上の都道府県にわたる場合には、各市町村又は各都道府県ごとに前項第一号から第三号までに規定する員数の委員を互選し、又は任命する。

7 農林大臣は、漁港の所在地が二

以上の市町村又は二以上の都道府県にわたる場合その他の特別の事由がある場合には、漁港審議会の議を経て、第四項各号の委員の定数を変更することができる。

7 同一市町村の区域内に二以上の漁港がある場合その他特別の事由がある場合には、農林大臣は、漁港審議会の議を経て、漁港ごとに漁港関係区域を定めることができる。

8 第六項の規定による委員の定数の変更及び前項の規定による漁港関係区域の定は、告示である。この場合には、第四項第一号中「市町村の区域」とあるのは「漁港関係区域」と読み替えるものとする。

9 第四項第一号の委員の選舉に關し必要な事項は、條例で定める。委員の任期は、前任者の残任期間（委員の任期）

第二十九條 漁港管理会の委員の任期は、一年とする。但し、補欠の任期は、前任者の残任期間

（委員の任期）

（委員の改選の請求と罷免）

第三十条 第二十八条第四項第一号の委員の選舉権を有する者は、條令の定めるところにより、その市町村の区域又は漁港関係区域におけるその総数の二分の一以上の者の過半数をもつて、その代表者から選舉された委員の改選を請求することができる。

2 前項の場合には、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十九條第二項から第四項までの規定（委員の解職の請求に関する

規定）を準用する。この場合において、同條第二項中「三分の一」とあるのは「二分の一」と読み替えるものとする。

3 漁港管理者は、第二十八條第四項第一号の委員以外の委員が心身の故障のため職務を執行することができるず、又はその委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、漁港管理会の意見を徵し、その意見を尊重してこれを罷免することができる。

4 漁港管理者は、前項の規定により委員の罷免について漁港管理会の意見を徵しようとするときは、あらかじめ、当該委員に罷免の事由を文書をもつて通知し、当該委員又はその代理人が公開の聽問において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を與えなければならぬ。

（都に関する特例）

第二十一條 第二十八条及び前條中「市町村」又は「市町村長」とあるのは、「都」又は「都知事」とする。

2 第二十八条第四項第三号の規定は、都の区のある区域においては、都の区のある区域における漁港施設会については、適用しない。

（議決方法）

第三十二条 漁港管理会は、委員の過半数及び会長の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができる。漁港管理会の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同數

のときは、会長の決するといふによる。

（委員の実費弁償）

第三十三条 漁港管理会の委員は、漁港管理規程の定めるところにより、旅費、手当その他職務の遂行に伴う実費を受けることができる。

（漁港管理計画及び漁港管理規程の制定及び変更）

第三十四条 漁港管理者が漁港の維持管理をする場合においては、漁港管理計画又は漁港管理規程の設定若しくは制定又は変更是、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 漁港管理者は、非常災害のために急迫の必要がある場合には、その現場にある者を復旧、危害防止その他の業務に協力させ、又は前項の規定によらないで左に掲げる处分をすることができる。

1 必要な土地、水面、船舶又は効力を生じない。

2 工作物を使用すること。

3 土石、竹木その他の物件（前号に掲げる物を除く。）を使用し、又は收用すること。

4 第二十四條第四項の規定は、前項の処分をした場合に準用する。

（漁港施設の処分の制限）

第三十五条 漁港施設の所有者又は占有者は、農林大臣の許可を受ければ、当該施設の形質若しくは所在の場所の変更、譲渡、賃貸又は收去その他の处分をしてはならない。但し、漁港修築計画又は漁港管理計画若しくは漁港管理規程によつてする場合には、この限りでない。

2 農林大臣は、前項の建設、採取、放流、放棄又は占用が漁港修築事業の施行又は漁港の利用を著しく阻害し、その他の漁港の保全に著しく支障を與えるものでない限り、同項の許可をしなければならない。

3 農林大臣は、漁港の保全上必要があると認める場合には、第一項の規定に違反した者に対し、原状回復を命ずることができる。

3 前項の規定による原状回復に要する費用は、当該違反者の負担とする。

るにより、漁港の利用者から、利用料、使用料、手数料、占用料等の利用の対価を徴収することができる。

（土地、水面等の使用及び收用）

第三十六条 第二十四條の規定は、漁港の維持管理のために必要がある場合に準用する。

2 漁港管理者は、非常災害のため

に急迫の必要がある場合には、その現場にある者を復旧、危害防止その他の業務に協力させ、又は前項の規定によらないで左に掲げる处分をすることができる。

1 必要な土地、水面、船舶又は効力を生じない。

2 工作物を使用すること。

3 土石、竹木その他の物件（前号に掲げる物を除く。）を使用し、又は收用すること。

4 第二十四條第四項の規定は、前項の処分をした場合に準用する。

（漁港の保全）

第三十九條 漁港の区域内の水域に

おいて、工作物の建設、土砂の採

取、汚水の放流若しくは汚物の放

棄又は水面の一部の占用（公有水

面の埋立による場合を除く。）をし

ようとする者は、農林大臣の許可を受ければならない。但し、漁

港修築計画又は漁港管理計画若しくは漁港管理規程によつてする場

合には、この限りでない。

2 農林大臣は、前項の建設、採取、放流、放棄又は占用が漁港修築事業の施行又は漁港の利用を著しく阻害し、その他の漁港の保全に著しく支障を與えるものでない限り、同項の許可をしなければならない。

3 農林大臣は、漁港の保全上必

要があると認める場合には、第一項

の規定に違反した者に対し、同項

の規定に違反して建設された工作

物の除却その他の原状回復を命ずる

（漁港施設の利用）

第三十八条 国及び漁港管理者以外の者が基本施設である漁港施設を他人に利用させ、又はこれらの施設の使用料を徴収しようとすると、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様である。

2 農林大臣は、前項の認可をしよ

うとする場合において、当該漁港に漁港管理者があるときは、当該

漁港管理者の意見を徵し、その意

見を尊重してこれをしなければな

らない。

ことができる。

4 漁港の区域内における公有水面の埋立については、都道府県知事は、農林大臣の認可を受けなければならない。但し、第一種漁港の区域内の埋立であつて当該漁港の利用を著しく阻害しないものについては、この限りでない。

5 農林大臣は、漁港区域内の土地、竹木又は工作物の所有者又は占有者に対し、土地の欠壊、土砂又は汚水の流出その他土地、竹木又は工作物が漁港に及ぼす虞のある危害を防止するために必要な施設をすべきことを命ずることができる。この場合においては、あらかじめ、当該所有者又は占有者の意見を聞かなければならぬ。

6 第三項の規定による除却その他の原状回復に要する費用は、当該違反者の負担とし、前項の規定による施設に要する費用は、当該所有者又は占有者の負担とする。

第六章 雜則

(漁港施設とみなされる施設)

第四十条 農林大臣は、第三條に掲げる施設であつて、漁港の区域内ないものについても、漁港審議会の議を経て、これを漁港施設とみなすことができる。この場合には、運営なく、その旨を当該施設の所有者又は占有者に通知する。

(農林大臣の調査、測量及び検査)

第四十一条 農林大臣は、第五條の規定により漁港の区域を定め、又はこれを変更するため必要があると認める場合は、漁港関係者若しくはその組織する団体に対し

必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は五日前にその所有者若しくは占有者に通知して、他人の土地若しくは水面に立ち入り、測量若しくは検査をすることができる。

2 農林大臣は、必要があると認められる場合には、漁港修築事業の施行者又は漁港管理者に対し、その事業の施行若しくは職務の執行に関する必要な報告若しくは資料の提出を認め、又は当該官吏に、事業場、事務所その他の場所に立ち入り、質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができ。

3 前二項の規定による立入、測量、検査又は質問をする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

4 第一項の場合には、農林大臣は、漁港なく、同項の立入、測量又は検査により現に生じた損害を補償しなければならない。

(運輸大臣に対する協議)

第四十二条 農林大臣は、主として運輸の用に供する施設について、又は第三十八條第一項の認可をして、又は第三十九條第一項の許可をしようとするときは、運輸大臣に協議しなければならない。

(訴願)

第四十三条 この法律若しくはこれに基く命令又は漁港管理規程によつてした行政庁の処分に不服のある者は、農林大臣に訴願することができる。

2 前項の規定による訴願の提起が

あつた場合には、農林大臣は、漁港審議会の意見を徵し、その意見を尊重して裁決をしなければならない。

3 漁港審議会は、前項の規定により意見を決定しようとするとときは、あらかじめ、期日及び場所を通知して、当該訴願の提起者又は代理人に對し公開による聽聞をしなければならない。

4 第四十四条 この法律に定める農林大臣の職權の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事又は市町村長(都の区のある区域においては区長)に行わせることができる。この場合には、第四十一條第二項中「當該官吏」とあるのは「當該吏員」と読み替えるものとする。

5 第七章 罰則

第四十五条 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

6 第四十六条 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

7 第四十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に關して、前二條の違反行為をした場合において、その法人又は人が、違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講じなかつたとき、違反行為を知りその是正に必要な措置を講じなかつたとき、又は違反を教唆したときは、その行為をした者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の刑を科する。

8 第四十八条 同條中第七号を第八号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第七号として次の二号を加える。

9 第四十九条 第六号を次のように改め

10 第五十条 第六号を次のように改め

11 第五十二条 第六号を次のように改め

12 第五十三条 第六号を次のように改め

13 第五十四条 第六号を次のように改め

14 第五十五条 第六号を次のように改め

15 第五十六条 第六号を次のように改め

16 第五十七条 第六号を次のように改め

第四十六条 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。2 第二十一條第二項の許可を受ける。3 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のよう改め

は、第二十七條第三項の規定にかかるらず、その権限を行なうことができる。

3 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のよう改め

4 第二十二條第一項の規定に違反した者

5 第三十八條第一項の認可を受ける。6 漁港の修築、維持管理及び災害復旧を行い、又はこれらを行ふものに対する許可、認可、指導監督及び助成に關する事務を處理すること。

7 漁港の区域における公有水面の埋立の認可に関する事務を處理すること。

8 第二條第六号を次のように改め

9 第二條第六号を次のように改め

10 第二條第六号を次のように改め

11 第二條第六号を次のように改め

12 第二條第六号を次のように改め

13 第二條第六号を次のように改め

14 第二條第六号を次のように改め

15 第二條第六号を次のように改め

16 第二條第六号を次のように改め

17 第二條第六号を次のように改め

18 第二條第六号を次のように改め

19 第二條第六号を次のように改め

20 第二條第六号を次のように改め

21 第二條第六号を次のように改め

22 第二條第六号を次のように改め

同條第一項中「漁業法」の下に「漁港審議会については、漁港法」を加える。

4 河川法の一部を次のようにより改正する。

第二條に次の二項を加える。

漁港法(昭和年法律第号)ニ規定スル漁港ノ区域ニ付キ第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ地方行政庁カ河川ノ区域ノ認定又ハ変更ヲナサムトスルトキハ當該地方行政庁ハ農林大臣ニ協議スヘシ

〔木下辰雄君登壇、拍手〕

○木下辰雄君 只今議題となりました漁港法案につきまして、委員会における審議の経過並びにその結果について御報告いたします。先ず漁港法制定の趣旨について申上げます。戦争によつて大半を失いました漁船は急速に再建されまして、今日は戦前の水準に達したばかりでなく、その船型も漸次大きくなつて参りましたが、漁船の基地であり、且つ漁業の根拠地でもありますところの漁港の設備が甚だ不完全でありますために、漁業の生産能率が甚だしく害せられておるばかりでなく、暴風雨等の場合には漁船の難破が頻々として起り、人命を損ずることも多く、誠に遺憾に堪えないと相成つたのであります。第一国会以来、全国漁民の熱望に応えるために、参衆両院の水産委員会が協力いたしましたいろいろと法案について検討いたして参つたのであります。今回衆議院

水産委員長の提出法案として、この漁港法が衆議院に提出、可決されまして、本院に送付されたのであります。法案は全部で七章四十七條から成つてあります。

次に本法案の内容を簡単に御説明申上げます。本法の目的は、漁港を整備し、その維持管理を適正にして、水産業の発達を図り、国民生活の安定と国民経済の発展に寄与することであります。次は漁港の指定でありまして、從来の漁港の外に、尙、漁港として将来施設を要すべきものが相当ありますので、農林大臣は漁港審議会の議を経て、且つ関係都道府県知事の意見を徴して、その名稱、種類及び区域を定めて漁港の指定を行ふことになります。大臣は漁港はその利用範囲によりまして、これを第一種から第四種までに分類されております。第一種漁港と申しますものは市町村又は漁業協同組合の区域を専ら利用範囲とするものでありまして、從来の船溜、こういう種漁港とは、第一種漁港よりも少し大きく、都道府県又は一地方程度を利用の範囲としている漁港であります。第二種漁港とは、その利用範囲が全國的なものであります。いわゆる大漁港であります。第四種漁港とは、離島その他辺縁の地にあつて、漁場の開発又は漁船の避難上特に必要な地域にある漁港であります。いわゆる避難港であります。次は漁港に関する重要な事項を調査審議するために漁港審議会を置くことになつております。委員の数は九人であります。そのうち一人は水産

府長官で、他の八人は漁港に関する知識と経験のある者の中から両院の同意を得て内閣総理大臣が任命することにて、本院に送付されたのであります。

法案は全部で七章四十七條から成つてあります。次は漁港の修築であります。

が、農林大臣は漁港審議会の意見を徵して漁港の整備計画を立て、更に閣議の決定を経て国会に提出し、その承認を受ければ、ならぬことに相成つて

おります。この審議会の委員といつも

のは非常に権威がありまして、大臣の

の委員会が立案したものは農林大臣が

取次ぐという程度であります。その

審議会において整備計画は殆んど決定的立てるという建前であります。そ

うして、その立てました整備計画は、

案に賛成の諸君の起立を求めます。

以上御報告いたします(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もな

ければ、これより本案は可決せられました。

本案全部を問題に供します。本

案に賛成の諸君の起立を求めます。

以上御報告いたします(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 今申しましたように国会の承認を受け

る、かよう相成つております。次に

今申しましたように政府は漁港管理者を指定するこ

とに相成つております。その漁港管理

者は、漁港管理会を設けて漁港の維持

管理に関する重要事項を調査審議させ

ることに相成つております。以上が本

法案の要旨であります。

委員会におきましたは、四月の十

日、十一日、十二日、十四日と、四回

に本多国務大臣を招致いたしまして、

目下立案中の港湾法との関係につきま

していろいろ質問いたしました。本

多国務大臣は、明後日あたりまでに若

し港湾法が閣議にかかるなければ、本

議決した。よつて多數意見者の署名

を附し、要領書を添えて、報告す

る。

北海道開発法案

右全会一致をもつて別時の通り修正

議決した。よつて多數意見者の署名

を附し、要領書を添えて、報告す

る。

北海道開発法案

右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した。

よつて国会法第八十三條により送付

多数意見者署名

大隈 信幸 梅津 錦一

町村 敬貴 竹下 豊次

堀 眞琴 島津 忠彦

小杉 繁安

以上御報告いたします(拍手)

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第一

二、北海道開発法案、日程第三、賠償

付、以上三案を一括して議題とする

ことに御異議ございませんか。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めま

る。

北海道開発法案

本法施行のため昭和二十五年

度一般会計歳出予算に八百余万円

が計上されている。

並びに国民経済の発展に寄與し得る。

二、事件の利害得失

この措置により、北海道の開発

並びに国民経済の発展に寄與し得る。

三、費用

本法施行のため昭和二十五年

度一般会計歳出予算に八百余万円

が計上されている。

北海道開発法案

右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した。

よつて国会法第八十三條により送付

する。

昭和二十五年三月三十日

衆議院議長 鮎原喜重郎

参議院議長佐藤尚武殿

北海道開発法
北海道開発法案

(この法律の目的)

第一條 この法律は、北海道における資源の総合的な開発に関する基本的事項を規定することを目的とする。

(北海道総合開発計画)

第二條 国は、国民経済の復興及び人口問題の解決に寄與するため、北海道総合開発計画(以下「開発計画」という。)を樹立し、これに基く事業を昭和二十六年度から当該事業に関する法律(これに基く命令を含む。)の規定に従い、実施するものとする。

2 開発計画は、北海道における土地、水面、山林、礦物、電力その他の資源を総合的に開発するための計画とし、その範囲については、政令で定める。

(関係地方公共団体の意見の申出)

第三條 関係地方公共団体は、開発計画に關し、内閣に対し意見を申し出ることができる。

(北海道開発厅の設置)

第四條 國家行政組織法(昭和二十三年法律第二百一十号)第三條第二項の規定に基いて、総理府の外局として、北海道開発厅を設置する。

2 北海道開発厅の長は、北海道開発厅長官とし、國務大臣をもつて充てる。

(北海道開発厅の所掌事務の範囲

及び権限)

第五條 北海道開発厅は、開発計画について調査し、及び立案し、並びにこれに基く事業の実施に関する事務の調整及び推進にあたる。

(北海道開発厅に置かれる特別な職)

第六條 北海道開発厅に、次長一人を置く。

第七條 北海道開発厅に、参与十人以内を置き、庶務に參與させる。

2 参与は、関係行政機関の職員のうちから、長官が命ずる。

3 参与は、非常勤とする。

(北海道開発審議会)

第八條 北海道開発厅に北海道開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第九條 審議会は、開発計画に関する重要事項について、調査審議し、その結果に基いて北海道開発

附 則

1 この法律は、昭和二十五年六月一日から施行する。但し、附則第一項の規定中総理府設置法(昭和二十四年法律第二百一十七号)附則二項の規定中総理府設置法(昭和二十五年法律第二百一十九号)の規定は、同年四月一日から施行する。

2 審議会は、左に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員二十人以内で組織する。

一 衆議院議員のうちから衆議院が指名した者 五人
二 参議院議員のうちから参議院が指名した者 三人
三 北海道知事
四 北海道議會議長
五 学識経験のある者 十人以内

委員の任期は、一年とする。但

を調査することができる。

昭和二十五年四月十日

内閣委員長 河井彌八

参議院議長佐藤尚武殿

し、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。委員は、再任されることができる。

委員は、非常勤とする。

審議会の会長は、委員のうちから互選する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

会長は、会務を總理する。

前項に定めるものを除く外、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

6 会長は、会務を總理する。

前項に定めるものを除く外、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

7 第十八条中「行政管理厅」を「行政管理厅」に改める。

附則第五項を附則第七項とし、附則第四項の次に次の二項を加える。

5 北海道における資源の総合的開発に関する施策を調査審議させるため、昭和二十五年六月一日まで、総理府の附屬機関として北海道総合開発審議会を置く。

6 前項の北海道総合開発審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、同項に定めたものとし、政令で定めることとする。

7 第十二条 北海道開発厅に置かれる職員の定員は、別に法律で定めることとする。

(定員)

第十二条 北海道開発厅に置かれる職員の定員は、別に法律で定めることとする。

8 第二十二条 北海道開発厅に置かれる職員の定員は、別に法律で定めることとする。

(附則)

1 この法律は、昭和二十五年六月一日から施行する。但し、附則第一項の規定中総理府設置法(昭和二十四年法律第二百一十七号)附則二項の規定中総理府設置法(昭和二十五年法律第二百一十九号)の規定は、同年四月一日から施行する。

2 審議会は、北海道開発厅長官の諸間に応じ、開発計画に関する重要事項について調査審議する。

3 第十一条 審議会は、左に掲げる者に付則第一項の規定中「行政管理厅」を「行政管理厅」に改める。

4 一 衆議院議員のうちから衆議院が指名した者 五人
二 参議院議員のうちから参議院が指名した者 三人
三 北海道知事
四 北海道議會議長
五 学識経験のある者 十人以内

委員の任期は、一年とする。但

を調査することができる。

昭和二十五年四月十日

内閣委員長 河井彌八

参議院議長佐藤尚武殿

第十七条中「行政管理厅」を「行政管理厅」に改める。

附則第五項を附則第七項とし、附則第四項の次に次の二項を加える。

5 行政管理厅設置法(昭和二十三年法律第二百一十九号)の規定は、北海道開発厅に置かれる職員の定員は、別に法律で定めることとする。

6 行政管理厅設置法(昭和二十三年法律第二百一十九号)の規定は、北海道開発厅に置かれる職員の定員は、別に法律で定めることとする。

7 第十八条中「行政管理厅」を「行政管理厅」に改める。

(小字及び一は表記修正)
賃借料臨時設置法の一部を改正す
る法律案

賃借料臨時設置法の一部を改正
する法律

法律第三号)の一部を次のように改
正する。

第一條第五号から第七号までを第
六号から第八号までとし、第四号の
次に第五号として次の一号を加え
る。

第六号から第七号までを第
六号から第八号までとし、第四号の
次に第五号として次の一号を加え
る。

五 賃借施設処理費及び賃借施設
処理収入の経理に関する事項

同様に第九号として次の一号を加
える。

九 略奪物件返還費及び略奪物件
返還に係る特殊財産処理収入の
経理に関する事項

第六條中「第四号」を「第五号」に改
める。

第七條中「第五号から第七号まで」
を「第六号から第九号まで」に改め
る。

第八條第二項中「第一條第七号」を
「第一條第八号」に改める。

附 則

この法律は、昭和二十五年四月一
日から施行し、昭和二十五年四月一
日から施行する。

昭和二十五年四月八日

審査報告書

日本政府在外事務所設置法案

右全会一致をもつて可決すべきもの
と認決した。よつて多數意見者の署名
を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月十一日

内閣委員長 河井 順八
參議院議長 佐藤尚武殿

第一條 この法律は、日本政府在外
事務所の設置及び所掌事務並びに
すること。

多數意見署名

町村 敏貴 竹下 雅次
梅津 錦一 大隈 信幸

島津 忠彦 小杉 繁安

堀 真琴

要領書

一、委員会の決定の理由

連合国最高司令官總司令部の日
本政府あての覚書により、通商貿易の
振興を図るとともに米国在留日本人の
戸籍事務及び財産問題処理のため、ニューヨーク、サンフランシスコ、ロサンゼルス、ホ
ノルル、シアトルの各市に在外事務所を設
置しようとするのであり

二、事件の利害得失

この措置により、米国との連絡を一層緊密にし得る利益がある。
適当の措置と認める。

三、費用

本法施行のため昭和二十五年度
一般会計予算において、約一億二
千万円程度の支出が見込まれてい
る。

四、在外事務所の所掌事務

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

この法律は、昭和二十五年四月一
日から施行する。

昭和二十五年四月八日

日本政府在外事務所設置法案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

この法律は、昭和二十五年四月一
日から施行する。

昭和二十五年四月八日

日本政府在外事務所設置法案

日本政府在外事務所設置法案

日本政府在外事務所設置法案

(この法律の目的)

第一條 この法律は、日本政府在外
事務所の設置及び所掌事務並びに
すること。

これに置かれる職員及びその給與
について規定することを目的とす
る。

(日本政府在外事務所の設置)

第二條 外務省の在外公館として、
日本政府在外事務所(以下「在外事
務所」という。)を置く。その名称
及び位置は、左の通りとする。

第五條 在外事務所に置かれる職員
(以下「職員」という。)は、外務省の
職員とする。

(職員の給與)

第六條 職員には、一般職の職員の
給與に関する法律(昭和二十五年
法律第九十五号)による給與の
外、在勤手当及び住居手当を支給
する。

(在勤手当)

第七條 職員には、任所に到着した
日の翌日から帰國又は他の任所へ
の転勤を命ぜられて任所を出発す
る日の前日まで、在勤手当を支給
する。

(在勤手当)

第八條 職員が一時帰國を命ぜられた
場合においては、任所を出発した日
から任所に帰着する日まで、在勤
手当を支給する。

(在勤手当)

第九條 職員が任所において死亡し、又
は離職した場合においては、その
死亡し、又は離職した日の属する
月分までの在勤手当を支給する。
(住居手当)

第十條 職員が任所において死亡し、又
は離職した場合においては、その
死亡し、又は離職した日の属する
月分までの在勤手当を支給する。
(住居手当)

第十一條 日本人の遺産の保護管理に
関する事務を行うこと。

十二 条款 法令の規定に基いて公の證明
に関する文書を作成すること。

十三 条款 本邦の重要法令(連合国最
高司令官の指令を含む。)を在
留邦人に周知させること。

十四 条款 前各号に掲げるものを除く
外、在留邦人の保護及び通商に
関する利益の増進に関する事務
を行うこと。

十五 条款 在外事務所に、所長を置
く。

十六 条款 在外事務所所長は、外務大臣の
命を受けて、在外事務所の事務を
統括する。

十七 条款 在外事務所所长に事故があり、
職員が任所において死亡し、若
しくは離職した場合又は職員の配
偶者が職員の任所において死亡し

ニューヨーク、サンフランシスコ、ロス
アンゼルス及びホノルルの四ヶ所に日本
本政府の在外事務所を設置するよう
というアメリカ合衆国が日本政府に対
する招請であります。日本政府は、貿易
の振興と在米邦人保護の重要性に鑑み
まして、この招請をば欣然受諾するこ
とにいたしましたのであります。更にその
後にシートルにも在外事務所を設置する
ようにというアメリカ政府の提案があ
りまして、これも又日本政府は喜んで
お受けしたのであります。そこで政府は
速かにこれを実現して、アメリカ合衆
国に日本政府の在外事務所を設置しよ
うとするために、在外事務所の設置、
組織、所掌事務並びに在外事務所に置
かれる職員及びその給與等の大綱を規
定いたしますこの法案を提出いたした
のであります。かようにいたしまして、
この在外事務所の設置といふの
は、日本が国際社会へ復帰する第一歩
を印するものでありまして、極めて重
要であります。又日本の貿易を進展さ
せる上においても多大の便宜を得られ
ることは申すまでもないのであります。
そこで、この法案の内容を簡単に申
上げますと、合衆国内にこの法律によ
つて設置せられる事務所は先に申しま
した五ヶ所であります。尙今後
必要に応じましては政令を以てアメリカ
合衆国内又はその他の国々にも在外
事務所を設置することができるよう
いたしてあるのであります。この在外
事務所の所掌事務は、領事館が行なつ
ておりますのであります。また範囲
は極めて狭くなつてお

ります。即ち所在地の地方官憲と交渉
をいたしたり或いは旅券に關する事務
のことをものは含まれておらないので
あります。それからこの在外事務所の
職員はすべて外務省の職員いたしま
して、外務大臣の指揮監督の下に置く
ことにして、指揮系統の混亂を防ぐこ
とに意を用いてあります。それから尙
この職員には、仕事の特殊性に鑑みま
して、一般職員に給せられる給與の外
に尚在勤手当と住居手当を支給せられ
ることになつております。その支給
の方法、その額等について詳細規定が
あるのであります。

この法律案の審議につきましては、
内閣外務連合委員会を二回開きました。
その委員会において明らかになつた事
項を内閣委員会を二回開きました。
五ヶ所に設置されます在外事務所には、所長の外に所員二名又は三名、補
助職員二名又は四名の職員が置かれる
ということでありまして、これら五つ
の在外事務所の所要經費は本年度一億
二千三百万円であります。そうしてこ
のために外務省の定員を増加すること
はいたさないということであります。
そうして大体この事務所はいつまで繼
続するのかと言えば、講和條約が成立
する頃までの暫定的なものであるとい
うことであります。第二点といたしま
して、将來在外事務所を設置する場
合においては、法律改正の手続によ
つて政令によることができるよう
規定があるのですが、法律によ
らずして増置することは不當ではない
かという法律論がありました。ところ
が、これに対しまして、今日の貿易状

態は全く貿易の状態であるが故に、
海外貿易の振興のために一日も早くこ
の海外貿易の状態をよく知ることが必
要であるから相手国が在外事
務所を設置することを承諾した場合には
機を逃せずに速かにこれを設置する必
要がある、すでに在外事務所がどうい
うことをするかといふ推論等はこの法
律によつてはつきり規定してあるので
あるから、設置する場所を決めるとい
うことは機宜の処置を認めて政令によ
つてやることが適當であるということ
を答えたのであります。第三には、在
外事務所を指揮する系統と通商産業省
との関係はどういうふうになるかとい
うことになります。これは勿論密接な
関係がなければならぬといふことは當
然でありまするが、通商産業大臣が在外
事務所長に対して指揮権をとるとい
うことは適當でないので、これはすべ
て外務大臣を通じて商産大臣の意見
をこれに伝えるということになるとい
う説明であります。その他、尙次山の質
疑がありましたが、本案の可否を御決
定下さりまするには大体以上のよう
な報告で足りるかと考えております
から、それは省きます。討論に入ります
して、梅津委員から政府は将来この
五ヶ所の在外事務所の外に尙でき得る
定立を求めました。

○議長(佐藤尚武君) 次に日本政府在外
事務所設置法案全部を問題に供しま
す。本案に賛成の諸君の起立を求めま
す。

〔総員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め
ます。よつて本案は全会一致を以て可
決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に日本政府在外
事務所設置法案全部を問題に供しま
す。本案に賛成の諸君の起立を求めま
す。

〔総員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 次に日本政府在外
事務所設置法案全部を問題に供しま
す。よつて本案は全会一致を以て可
決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第五、質屋
營業法案(内閣提出、衆議院送付)を議
決いたしました。先づ委員長の報告を
求めます。地方行政委員長岡本愛祐
君。

(附録に掲載)

質屋營業法案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。
先づ北海道開発法案全部を問題に供
する。委員長の報告は修正議決報告
します。委員長の報告は修正議決報告
でございます。委員長報告の通り修正
されます。

昭和二十五年四月十五日
衆議院議長 勢原喜重郎

証を回復するに至つたとき。

四 許可を取り消されたとき。

(質業の制限)

一 禁じ以上の刑に処せられその執行を終り、又は執行を受けることのなくなった後、三年を経過しない者

二 許可の申請前三年以内に、第五條の規定に違反して罰金の刑に処せられた者又は他の法令の規定に違反して罰金の刑に処せられたその情状が質屋として不適當な者

三 住居の定まらない者

四 営業について成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者。但し、その者が質屋の相続人であつて、その法定代理人が前各号の一又は第六号に該当しない場合を除くものとする。

五 破産者で復権を得ないもの

六 第二十五条第一項の規定により許可を取り消され、取消の日から三年を経過していない者

七 同居の親族のうち前に前号に該当する者又は営業の停止を受けている者のある者は、第一号から第六号までのうちに該当する者である者

八 第一号から第六号までのうちに該当する管理者を置く者

九 法人である場合は、その業務を行なう役員のうちにも第一号から第六号までのうちに該当する者がある者

十 第七條第一項の規定により、公安委員会が質物の保管設備について基準を定めた場合においては、その基準に適合する質物を有しない者

十一 公安委員会は、許可をしないことを決定しようとするときは、当

該申請者の意見を聽き、且つ、申請者が許可を受けるためにする託

拂の提出を許さなければならぬ。

二 公安委員会は、許可をしない場合においては、理由を附した書面をもつて申請者にその旨を通知しなければならない。

(営業内容の変更)

第四條 質屋は、同一公安委員会の管轄区域内において営業所を移転し、又は管理者を新たに設け、若しくは変更しようとするときは、命令で定める手続により、管轄公安委員会の許可を受けなければならない。

二 質屋は、営業したとき若しくは長期休業をしようとするときは、第二條第一項の規定による許可の申請書の記載事項につき変更を生じたときは、命令で定める手続により、管轄公安委員会に届け出なければならない。

二 前項の許可証は、命令で定める手続により、三年ごとに当該公安委員会による更新を受けなければならぬ。

二 前項の許可証は、命令で定める手続により、三年ごとに当該公安委員会による更新を受けなければならない。

二 前項の許可証は、命令で定める手続により、三年ごとに当該公安委員会による更新を受けなければならない。

二 前項の許可証は、命令で定める手續により、三年ごとに当該公安委員会による更新を受けなければならない。

(保管設備)

第七條 公安委員会は、火災、盜難等の予防のため必要があると認めるとときは、質屋の設けるべき質物の保管設備について、一定の基準を決定しようとするときは、當

る場合においては、その類は、千円をこえることができない。

(質業の制限)

第十二條 質屋は、その営業所又は質屋の住所若しくは居所以外の場所において物品を質に取つては届出をする同居の親族、法定代理人又は管理者は、前項の規定により死亡の届出をするところにより、許可証を返納しなければならない。

(確認及び申告)

第十三條 質屋は、物品を質に取つたとするときは、命令で定める方

法により、質屋の住所、氏名、職業及び年令を確認しなければならない。不正品の疑いがある場合においては、直ちに警察官又は警察吏員にその旨を申告しなければならない。

(手数料)

第十四條 質屋は、命令で定める様式により、帳簿を備え、質契約並びに質物返還及び流質物处分をしたときは、その都度、その帳簿に左に掲げる事項を記載しなければならない。

第一 質契約の年月日

第二 質物の品目及び数量

第三 質物の特徴

四 質屋の住所、氏名、職業、年令及び特徴

五 前條の規定により行つた確認の方法

六 質物の品目及び数量

七 流質物の品目及び数量

八 滯質物処分の相手方の住所及び氏名

第九條 前條の規定により許可証の交付を受けた者は、左の各号の一に該当するに至つた場合においては、命令で定める手続により、十日以内に当該許可証を管轄公安委員会に返納しなければならない。

一 許可証の有効期間が満了したとき。

二 廃業したとき。

三 許可証の再交付を受けた者が亡失し、又は盗み取られたとき。

四 市町村又は都が、市町村公安委員会又は特別区公安委員会の行う第八條の規定による許可証に関する事務において、手数料を徴収す

る場合においては、その額は、千円をこえることができない。

(

第十五條 質屋は、前條の帳簿を廃棄しようとするときは、営業所の所在地の所轄警察署長の承認を受

けなければならない。

2 質屋は、前條の帳簿をき損し、亡失し、又は盜み取られたときは、直ちに前項の警察署長に届け出なければならない。

(質屋証)

第十六條 質屋は、質契約をしたときは、質札又は通帳を質屋主に交付しなければならない。

2 質札及び通帳の様式並びにこれに記載すべき事項は、命令で定める。

(掲示)

第十七條 質屋は、左の事項を営業所内の見易い場所に掲示しなければならない。

一 利率

二 利息計算の方法

三 流質期限

四 前各号に掲げるものの外、質契約の内容となるべき事項

五 営業時間

2 前項第三号の流質期限は、質契約成立の日から三月末満の期間で定めはならない。

3 質屋は、第一項第一号から第四号までに掲げる事項に係る掲示の内容と異り、且つ、質屋主の不利益となるような質契約をしてはならない。

4 前項の規定に違反する契約は、その違反する部分については、当該掲示の内容によりされたものとみなす。

(質物の返還)

第十八條 質屋主は、流質期限前は、いつでも元利金を弁済して、その質物を受け戻すことができる。

この場合においては、質屋主は、質札を返還し、又は通帳に質物を受け戻した旨の記入を受けるものとする。

2 質屋は、質屋主又は質物の受取について正当な権限を有することを証するに足りる資料を呈示した時において、その質物の所有者以外の者に質物を返還してはならない。

(流質物の取得及び処分)

第十九條 質屋は、流質期限を経過した時において、その質物の所有権を取得する。但し、質屋は、当該流質物を処分するまでは、質屋主が元金及び流質期限までの利子並びに流質期限経過の時に質契約を更新したとすれば支拂うことを要する利子に相当する金額を支拂つたときは、これを返還するよう努めるものとする。

2 質屋は、古物営業法(昭和二十四年法律第八号)第十五條第二項の規定にかかるわらず、同法第一條第三項の市場において、流質物の売却をすることができる。

(質物が滅失した場合等の措置)

第二十條 災害その他の事由に因り、質物が滅失し、若しくは、損失主は、質屋に対し、これを無償で回復することを求めることができる。但し、盜難又は遺失のときは、この限りでない。

(差止)

第二十三條 質屋が質物又は流質物のうちに第三條第一項第一号のうちに該当した者若しくは許可の取消若しくは営業の停止をした場合において、その業務を行なう役員のうちに第三條第一項第一号

一 質屋は、その責に帰すべき事由に因り、質物が滅失し、若しくは、損失主は、質屋に対し、当該質屋に對し、三十日以内の期間を定め、その物品の保管を命ずることができる。

(立入及び調査)

第二十四條 警察官又は警察吏員は、必要があると認めるときは、営業時間中において、質屋の営業所及び質物の保管場所に立ち入り、質物及び第十四條の規定による帳簿を検査し、又は関係者に質問することができる。

2 前項の場合においては、質屋は、前項の品触を受けたときは、その品触書に到達の日付を記載し、その日から六月間これを保存しなければならない。

3 質屋は、品触を受けた日にその物を質物若しくは流質物として所持していたとき、又は前項の期間内に品触に相当する質物を受け取つたときは、その旨を直ちに警察官又は警察吏員に届け出なければならぬ。

(盜品及び遺失物の回復)

第二十一條 質屋が質物又は流質物として所持する物品が、盜品又は遺失物であつた場合には、その質屋が当該物品を同種の物を取り扱う業者から善意で質に取つた場合においても、被害者は遺失主は、質屋に対し、これを無償で回復することを求めることが可能。但し、盜難又は遺失のときは、質屋は、運帶なく、当該質屋主にその旨を通知しなければならない。

一 質屋が他の法令に違反して、禁じ以上の刑に処せられたときは、又は罰金の刑に処せられその情状が質屋として不適当となるとき。

二 質屋が第三條第一項第三号、第五号若しくは第八号に該当したとき、又は質屋が法人である場合において、その業務を行なう役員のうちに第三條第一項第一号

一 質屋が第三條第一項第三号、第五号若しくは第八号に該当したとき、又は質屋が法人である場合において、その業務を行なう役員のうちに第三條第一項第一号

2 一以上の営業所を有する質屋が、一つの営業所につき、前項の規定により質屋の許可を取り消され、又は質屋営業を停止された場合にお

足りる相当な理由がある場合においては、質屋は、当該質屋に對し、三十日以内の期間を定め、その物品の保管を命ずることができる。

(立入及び調査)

第二十一條 警察官又は警察吏員は、必要があると認めるときは、質屋に對して、ぞう物の品触を発することができる。

2 質屋は、前項の品触を受けたときは、その品触書に到達の日付を記載し、その日から六月間これを保存しなければならない。

3 質屋は、品触を受けた日にその物を質物若しくは流質物として所持していたとき、又は前項の期間内に品触に相当する質物を受け取つたときは、その旨を直ちに警察官又は警察吏員に届け出なければならぬ。

(盜品及び遺失物の回復)

第二十一條 質屋が質物又は流質物として所持する物品が、盜品又は遺失物であつた場合には、その質屋が当該物品を同種の物を取り扱う業者から善意で質に取つた場合においても、被害者は遺失主は、質屋に対し、これを無償で回復することを求めることが可能。但し、盜難又は遺失のときは、質屋は、運帶なく、当該質屋主にその旨を通知しなければならない。

一 質屋が他の法令に違反して、禁じ以上の刑に処せられたときは、又は罰金の刑に処せられその情状が質屋として不適当となるためには、その法定代理人(代理人)がその代理人又は使用人その他の従業者のした当該違反行為を防止するためには、相当の注意を怠らなかつたことが証明された場合においては、この限りでない。

二 質屋が正當の理由がなくしてその許可の更新を受けないとき。

第五條の規定に違反して罰金の刑に処せられた者若しくは許可の取消若しくは営業の停止をしようとするとき以前三年以内に他の法令に違反して罰金の刑に処せられその情状が質屋として不適当な者があるに至つたときは、質屋は、その物品の保管を命ずることができる。

(立入及び調査)

第二十一條 警察官又は警察吏員は、必要があると認めるときは、質屋に對して、ぞう物の品触を発することができる。

2 質屋は、前項の品触を受けたときは、その品触書に到達の日付を記載し、その日から六月間これを保存しなければならない。

3 質屋は、品触を受けた日にその物を質物若しくは流質物として所持していたとき、又は前項の期間内に品触に相当する質物を受け取つたときは、その旨を直ちに警察官又は警察吏員に届け出なければならぬ。

(盜品及び遺失物の回復)

第二十一條 質屋が質物又は流質物として所持する物品が、盜品又は遺失物であつた場合には、その質屋が当該物品を同種の物を取り扱う業者から善意で質に取つた場合においても、被害者は遺失主は、質屋に対し、これを無償で回復することを求めることが可能。但し、盜難又は遺失のときは、質屋は、運帶なく、当該質屋主にその旨を通知しなければならない。

一 質屋が他の法令に違反して、禁じ以上の刑に処せられたときは、又は罰金の刑に処せられその情状が質屋として不適当となるためには、その法定代理人(代理人)がその代理人又は使用人その他の従業者のした当該違反行為を防止するためには、相当の注意を怠らなかつたことが証明された場合においては、この限りでない。

二 質屋が正當の理由がなくしてその許可の更新を受けないとき。

いては、他の営業所についても、その所在地を管轄する公安委員会は、情状により、その質屋の許可を取り消し、又は営業を停止することができる。この場合においては、前者の所在地が当該公安委員会の管轄に属するか否とを問わない。

(聽聞)

第二十六條 公安委員会は、前條の規定による処分をしようとする場合においては、あらかじめ当該営業者又はその代理人の出頭を求めて、証明及び証拠の提出の機会を與えるため、公開による聽聞を行わなければならない。

2 前項の場合において、公安委員会は、処分をしようとする事由並びに聽聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該営業者に通告し、且つ、聽聞の期日及び場所を公示しなければならない。

(公安委員会の通知)

第二十七條 公安委員会は、他の公安委員会の許可を有する質屋又はその代理人、使用人、その他の従業者がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したことを認めたときは、逕常なく、その事實を当該公安委員会に通知しなければならない。

2 公安委員会は、質屋の許可を取り消し、又は営業の停止をした場合において、当該質屋が他の公安委員会の管轄区域内に営業所を有するときは、直ちにその旨を当該公安委員会に通知しなければならない。

(質屋の保護)

第二十八條 質屋が廃業し、又は質屋の許可を取り消された場合には、質屋であつた者は、廃業又は許可の取消を受けた日以前に成立した質契約については、当該質契約の内容に従い、貸付金の回収、質物の返還その他当該質契約を終了させるため必要な行為をしなければならない。

2 前項の規定は、質屋が営業の停止を受けた場合について準用する。

3 質屋が左の各号の一に該当するに至つた場合においては、当該各号に掲げる者は、当該各号に掲げる事由の発生した日以前に成立した質契約について、当該質契約の内容に従い、貸付金の回収、質物の返還その他当該質契約を終了させるため必要な行為をしなければならない。

4 前項の規定は、質屋が営業の停止を受けた場合について準用する。

5 第一項(第一項において準用する場合を含む。)又は第三項に規定する行為は、管轄公安委員会の承認を受けた場合を除くの外、旧営業所においてしなければならない。

6 公安委員会は、第三項第一号又は前項の場合において、質屋の保護のため必要があると認めるときは、承認を與えないことができる。

(訴の提起)

第二十九條 この法律の規定により公安委員会又は警察署長の処分を受けた者は、行政事件訴訟特別法(昭和二十三年法律第八十一号)により訴を提起することができる。

(罰則)

第三十条 第五條若しくは第六條の規定に違反し、又は第二十五條の規定による処分に違反した者は、三年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十一條 第十二條の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十二条 第四條第一項、第十三條前段、第十四條、第十五條第一項又は第二十一條第二項若しくは十三條の規定による処分に違反した者は、六月以下の罰金に処し、又はこれ併科する。

二 法人である場合において、合併以外の事由に因り解散したときは、清算人又は破産管財人を受けたもの又は相続財産管理人

三 法人である場合において、合併併に因り消滅したときは、合併設立した法人

4 第十四條、第十五條、第十八條から第二十四條までの規定の適用については、第一項の者及び前項各号に掲げる者は、質屋とみなす。

一 第四條第二項若しくは第三項、第六條第四項、第九條、第十條、第十五條第一項、第二項若しくは第三項、第十八條第二項又は第二十一条第一項(同條第二項において準用する場合を含む。)、第十三項若しくは第五項の規定に違反した者は、

2 第二十四條第一項の規定による管轄官又は警察吏員の立入又は質物若しくは帳簿の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、

3 第三十四条過失により第二十一條第三項の規定に違反した者は、拘留又は科料に処する。

4 第三十五条法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十條から第三十三条までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対する、各本條の罰金刑を科する。但し、人(人が無能力者である場合においては、その法定代表人)がその代理人又は使用者との他従業者のした当該違反行為を防止するために相当の注意を怠らなかつたことが証明された場合は、この法律施行前に成立した質契約については、質屋取締法及び質屋取締法細則の規定は、この法律施行後においても、なおその効力を有する。

5 第三條第一項第二号の規定の適用については、質屋取締法第一條の規定に違反した者は、第五條の規定に違反した者とみなす。この法律施行前に成立した質契約に違反した者は、第五條の規定に違反した者とみなす。

6 この法律施行前に成立した質契約については、質屋取締法及び質屋取締法細則の規定は、この法律施行後においても、なおその効力を有する。

7 この法律施行前にした質屋取締法に違反する行為及び前項の規定によりなお効力を有する質屋取締法に違反する行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

8 公益質屋法(昭和二年法律第三十五号)の一部を次のよう改正する。

第十一條に第一項として次の二項を加える。

公益質屋ハ流質期限ヲ経過シタ

3 この法律施行の際、質屋取締法の規定により免許若しくは許可を受け、又は営業の禁止若しくは停止を受けている者は、それぞれ、この法律の相当規定によく許可を受け、又は許可の取消若しくは営業の停止を受けた者とみなす。

4 前項の規定により許可を受けた者は、この法律施行後三月以内に第八條第一項の規定による許可証の交付を申請しなければならない。当該期間内に許可証の交付を申請しない場合は、その許可是、当該期間終過の時ににおいて、取り消されたものとみなす。

5 第三條第一項第二号の規定の適用については、質屋取締法第一條の規定に違反した者は、第五條の規定に違反した者とみなす。

6 この法律施行前に成立した質契約については、質屋取締法及び質屋取締法細則の規定は、この法律施行後においても、なおその効力を有する。

7 この法律施行前にした質屋取締法に違反する行為及び前項の規定によりなお効力を有する質屋取締法に違反する行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

8 公益質屋法(昭和二年法律第三十五号)の一部を次のよう改正する。

第十一條に第一項として次の二項を加える。

公益質屋ハ流質期限ヲ経過シタ

項の規定による開設を拒んだとき。

三 第五十四条の規定に違反して
剩余金の配当をしたとき。

四 第五十八条又は第五十九條第
一項若しくは第三項の規定に違
反したとき。

五 第六十四条の規定による命令
に違反して業務を行つたとき。

六 第六十八条において準用する
民法第五十一条第一項の規定に
よる財産目録の提出を怠り、又
はこれに記載すべき事項を記載
せざり、若しくは不実の記載をし
たとき。

七 第六十八条において準用する
民法第七十条又は第八十一条第
一項の規定による破産の宣告の
請求を怠つたとき。

八 第六十八条において準用する
民法第七十九条第一項又は第八
十一条第一項の規定による公告
を怠り、又は不実の公告をした
とき。

九 第四十九條 第七十條第三項又
は第六十一条第一項の規定に違
反して業務を行つたとき。

十 第四十九條 第八十一条第一項の
規定に改め、同様を第八十一条とし、
第五十条第二項中「旧規則第三十
六條第一項第二号」を「旧規則第三十
一項第三号」を「第七十條第一項第三
号」に改め、同様を第八十二條とし、
以下五十三條まで順次三十二條ずつ
繰り下げる。

第四章を第五章とし、第五章を第
六章とし、第三章の次に次の二章を
加える。

第四章 医療法人

第三十九條 病院又は医師若しくは
歯科医師が常時三人以上勤務する
診療所を開設しよとする社団又

は財團は、この法律の規定によ
り、これを法人とすることができる
る。

八 第六十九條第一項又は第八
十一条第一項の規定による公告
を怠り、又は不実の公告をした
とき。

九 第四十九條 第七十條第三項又
は第六十一条第一項の規定に違
反して業務を行つたとき。

十 第四十九條 第八十一条第一項の
規定に改め、同様を第八十一条とし、
第五十条第二項中「旧規則第三十
六條第一項第二号」を「旧規則第三十
一項第三号」を「第七十條第一項第三
号」に改め、同様を第八十二條とし、
以下五十三條まで順次三十二條ずつ
繰り下げる。

四十七條 第四十條の規定に違反
した者は、これを五千円以下の過
料に処する。

第四十六條を第七十八条とし、第
四十七条を第七十九條とする。

第四十一條 医療法人は、その開設
する病院若しくは診療所に必要な
施設又はこれに要する資金をも
なければならない。

二 前項の規定による法人は、医療
法人と称する。

第三十九條 医療法人でない者は、そ
の名称中に、医療法人という文字
を用いてはならない。

二 前項の規定により登記しなけれ
ばならない事項は、登記の後でな
ければ、これをもつて第三者に対
抗することはできない。

三 登記所は、医療法人に関する登
記をしたときは、その登記した事

する病院若しくは診療所に必要な
施設又はこれに要する資金をも
なければならない。

四十五條 都道府県知事は、前條
第一項の規定による認可の申請が
あつた場合には、当該申請にかか
る医療法人の資産が第四十一條の
要件に該当しているかどうか及び
その定款又は寄附行為の内容が法
令の規定に違反していないかどうか
を審査した上で、その認可を決
定しなければならない。

四十四條 医療法人は、都道府県
知事の認可を受けなければ、これ
を設立しようとする者は、定款又は
寄附行為をもつて、定款又は寄附行
為を設立することができない。

四十五條 医療法人を設立しようと
する者は、定款又は寄附行為をもつて、
少くとも左に掲げる事項を定めな
ければならない。

一 目的
二 名称
三 その他保健衛生に関する業務
四 診療所以外の診療所の開設
五 資産及び会計に関する規定
六 役員に関する規定
七 社団たる医療法人について
は、社員たる資格の得喪に関する
規定
八 解散に関する規定
九 定款又は寄附行為の変更に關
する規定
十 公告の方法

四十六條 医療法人は、その主た
る事務所の所在地において政令の
定めるところにより設立の登記を
することによって、成立する。

四十七條 医療法人は、理事数人
を有する場合には、その開設する
病院又は診療所の管理者を理事に
加えなければならない。但し、医

療法人が病院又は診療所を二以上
開設する場合には、定款又は寄附
行為の定めるところにより、管

理者が病院又は診療所を二以上
加えるをもつて足りる。

二 前項の理事は、管理者の職を退

場を逓減なく公告しなければなら
ない。

四十八條 医療法人は、都道府県
知事の認可を受けなければ、これ
を設立しようとする者は、定款又は
寄附行為をもつて、定款又は寄附行
為を設立することができない。

四十九條 医療法人の設立当初の役員は、
定款又は寄附行為をもつて定めな
ければならない。

五十條 この章に定めるものの外、医療
法人の設立認可の申請に関する必
要な事項は、厚生省令で定める。

いたときは、理事の職を失うものとする。

第四十八条 医療法人に監事を置いた場合には、理事は、理事又は医療法人の職員（当該医療法人の開設する病院又は診療所の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

第四十九條 理事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内にこれを補充しなければならない。

第五十条 定款又は寄附行為の変更は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 都道府県知事は、前項の規定による認可があつた場合に

は、第四十五条に規定する事項及

び定款又は寄附行為の変更の手続

が法令又は定款若しくは寄附行為に違反していないかどうかを審査した上で、その認可を決定しなければならない。

第五十一條 医療法人は、毎会計年度の終了後二月以内に、決算を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定により届け出るべき事項の細目及び届出の手続は、厚

生省令で定める。

第五十二条 医療法人は、毎会計年度終了後二月以内に、財産目録、貸借対照表及び收支計算書を作成し、常にこれを各事務所に備えて置かなければならない。

2 医療法人の債権者は、医療法人の執務時間内はいつでも、前項の書類の閲覧を求めることができる。

3 第一項第二号又は第三号に掲げる事由による解散は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 都道府県知事は、前項の認可をし、又は認可をしない処分をするに当つては、あらかじめ、医療機関整備審議会の意見をきかなければならない。

5 清算人は、第一項第一号若しくは第五号又は第二項第一号に掲げる事由によつて医療法人が解散した場合には、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

6 財団たる医療法人は、寄附行為に合併することができる旨の定がある場合に限り、他の財団たる医療法人と合併をすることができる。

7 債権者が前項の期間内に合併に對して異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

8 債権者が異議を述べたときは、医療法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託託しなければならない。

9 合併は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

10 第五十五条第四項の規定は、前項の認可について準用する。

11 第五十八条 医療法人は、前條第四項に規定する都道府県知事の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならぬ。

12 合併後存続する医療法人又は合併によつて設立した医療法人は、合併によつて消滅した医療法人の権利義務（当該医療法人

二 前項第一号、第四号、第六号又は第七号に掲げる事由

3 第一項第二号又は第三号に掲げる事由による解散は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

5 第五十七条 社團たる医療法人は、総社員の同意があるときは、他の社團たる医療法人と合併をすることができる。

6 財団たる医療法人は、寄附行為に合併することができる旨の定がある場合に限り、他の財団たる医療法人と合併をすることができる。

7 債権者が前項の期間内に合併に對して異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

8 債権者が異議を述べたときは、医療法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託託しなければならない。

9 合併は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

10 第五十五条第四項の規定は、前項の認可について準用する。

11 第五十八条 医療法人は、前條第四項に規定する都道府県知事の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財

を受けて他の医療事業を行つう者にこれを帰属させる。

4 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

5 第五十七条 社團たる医療法人は、総社員の同意があるときは、他の社團たる医療法人と合併をすることができる。

6 財団たる医療法人は、寄附行為に合併することができる旨の定がある場合に限り、他の財団たる医療法人と合併をすることができる。

7 債権者が前項の期間内に合併に對して異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

8 債権者が異議を述べたときは、医療法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託託しなければならない。

9 合併は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

10 第五十五条第四項の規定は、前項の認可について準用する。

11 第五十八条 医療法人は、前條第四項に規定する都道府県知事の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財

三 第一項第一号、第四号、第六号又は第七号に掲げる事由

3 第一項第二号又は第三号に掲げる事由による解散は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

5 第五十七条 社團たる医療法人は、総社員の同意があるときは、他の社團たる医療法人と合併をすることができる。

6 財団たる医療法人は、寄附行為に合併することができる旨の定がある場合に限り、他の財団たる医療法人と合併をすることができる。

7 債権者が前項の期間内に合併に對して異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

8 債権者が異議を述べたときは、医療法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託託しなければならない。

9 合併は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

10 第五十五条第四項の規定は、前項の認可について準用する。

11 第五十八条 医療法人は、前條第四項に規定する都道府県知事の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財

がその行う事業に關し行政庁の認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。」を承継する。

第六十二条 合併は、合併後存続する医療法人又は合併によつて設立した医療法人が、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより登記をすることによつて、その効力を生ずる。

第六十三条 都道府県知事は、医療法人に、法令、法令に基いてする都道府県知事の処分又は定款若しくは寄附行為を遵守させるために必要があると認めるときは、医療

法人から、その業務又は会計の状況に關し報告を徵することができると認めると認められるときは、医療法人が定款又は寄附行為に基められた業務以外の業務を行つていると認めるときは、当該医療法人に対し、業務の全部又は一部の停止を命ぜることができる。第四十

二條に掲げられた業務の继续が、當該医療法人の開設する病院又は第三十九條第一項に規定する診療所の運営に支障がある場合においては、その業務の全部又は一部について、また同様とする。

第六十五条 都道府県知事は、医療法人が、成立した後一年以内に正當の理由がないのに病院又は第三十九條第一項に規定する診療所を開設しないときは、設立の認可を取り消すことができる。

第六十六条 都道府県知事は、医療法人が法令の規定に違反し、又は法令に違反した場合には、

他の方法により監督の目的を達することができないときに限り、設立の認可を取り消すことができる。

第六十七条 第三十條第一項から第三項までの規定は、都道府県知事が、第四十四條第一項、第五十五

條第三項若しくは第五十七條第四項の規定による認可をしない处分をする場合又は前二條の規定により業務の停止を命じ、若しくは設立の認可を取り消す場合に、これと準用する。

第六十八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十條から第四十四條まで、第五十條、第五十一

條第一項（法人の設立のときに関する部分に限る。）及び第二項、

第五十二條から第六十六條まで、

附 則

第六十九條、第七十条、第七十三條から第七十六條まで、第七十七條第二項（届出に關する部分に限る。）、第七十八條から第八十三條まで、商法（明治三十二年法律第百四十八号）第一百二十五條及び第一百三十一條並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五條第二項、第三十六條から第三十七條ノ一まで、第一百三十六條

から第百三十七條まで、第百三十八條及び第百三十九條ノ三の規定は、医療法人についてこれを適用する。この場合において、民法第四十條及び第五十六條中「裁判所ハ利害關係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ」とあるのは「都道府県知事ハ利害關係人ノ請求ニ因リ」とある。

第八條及び第百三十九條ノ三の規定は、医療法人についてこれを適用する。この場合において、民法第四十條及び第五十六條中「裁判所ハ利害關係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ」とあるのは「都道府県知事ハ利害關係人ノ請求ニ因リ」と譲りた。よつて多款意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

右全会一致をもつて可決すべきものと譲りた。よつて多款意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月十二日

厚生委員會理事 藤森 順治

參議院議長 佐藤尚武殿

ハ職權ヲ以テ」と、同法第四十二條第一項中「法人設立ノ許可アリタル時」とあるのは「医療法人成立ノ時」と、同法第五十九條第三号、

第七十七條第一項及び第八十三條

中「主務官厅」とあるのは「都道府

石原幹市郎 草葉 隆圓

井上なつみ 山下 義信

多款意見者署名
要領書

一、委員會の決定の理由
國稅徵收法の改正に対応して健

康保險法等の規定による保険料の

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

2 この法律の施行の際現にその名称中に医療法人という文字を用いている者は、第四十條の規定にかかるわらず、この法律の施行の後三月間は、なお從前の名称を用いることができる。

1、事件の利害得失 本法の改正によつて健康保險等の適用事業の運営を円滑ならしめる利益がある。

2、費用 本法案の施行によつて別に費用を要しない。

3、法律 健康保險法等の一部を改正する法律案を提出する。

右 内閣總理大臣 吉田 茂

健健康保險法等の一部を改正する法律案

第一條 健健康保險法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第一條 第三項中「二十銭」を「八銭」に、同條第五項中「前二項」

を「前三項」に改め、同條第三項の

次に次の二項を加える。

前項ノ場合ニ於テ徵收金額ノ一

部ニ付納付アリタルトキハ其ノ
納付ノ日以後ノ期間ニ係ル延滞
金ノ計算ノ基礎トナルベキ徵收
額ヲ控除シタル金額ニ依ル

第二條 船員保險法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のよう
に改正する。

第十一條第三項中「二十錢」を
「八錢」に、同條第五項中「前二項」
を「前三項」に改め、同條第三項の
次に次の二項を加える。

前項ノ場合ニ於テ徵收金額ノ一
部ニ付納付アリタルトキハ其ノ
納付ノ日以後ノ期間ニ係ル延滞
金ノ計算ノ基礎トナルベキ徵收
額ハ其ノ納付アリタルベキ徵收
額ヲ控除シタル金額ニ依ル

第三條 厚生年金保險法(昭和十六年法律第六十号)の一部を次のよう
に改正する。

第十一條第五項中「二十錢」を
「八錢」に、同條第七項中「前二項」
を「前三項」に改め、同條第五項の
次に次の二項を加える。

前項ノ場合ニ於テ徵收金額ノ一
部ニ付納付アリタルトキハ其ノ
納付ノ日以後ノ期間ニ係ル延滞
金ノ計算ノ基礎トナルベキ徵收

金額ハ其ノ納付アリタルベキ徵收
額ヲ控除シタル金額ニ依ル

附 則

この法律は、公布の日から施行す
る。但し、改正後の健康保險法第十
三項及び厚生年金保險法第十一條第
五項の規定は、昭和二十五年四月一
日以後の期間に對応する延滞金につ
いて適用する。

〔藤森眞治君登壇、拍手〕

○藤森眞治君 只今上程されました医
療法の一部を改正する法律案及び健康
保險法等の一部を改正する法律案に關
する厚生委員会における審議の経過並
びにその結果を御報告申上げます。

先づ医療法の一部を改正する法律案
について申上げます。

本法案は本院が先議でございまし
て、その提出の理由を簡単に申上げま
すと、社会保障制度の具体的構想も
漸く明確になろうとしておる際であり
ますので、医療機関の整備につきまし
ては、いわゆる公的医療機関の整備と
併せて、私的医療機関の協力態勢を整
えることの緊急なことは申しますでもな
い 것입니다。昨年の第二国会に
おきまして制定された医療法は、
近代医療を行ふふさわしい諸種の條

件を具備することを要請しておるので
あります。但し、改正後の健康保險法第十
三項及び厚生年金保險法第十一條第
五項の規定は、昭和二十五年四月一
日以後の期間に對応する延滞金につ
いて適用する。

この法律は、他面現下の經濟情勢下
におきましては、一般私人の手により
まする病院の建設乃至その補修維持等
が極めて困難な実情にあるのでござい
ます。従つて私人による病院の建設維
持等を促進いたしますためには、一般
の開業医師の中には、數人乃至それ以
上の員数による共同出資により病院を
建設し、或いはこれを維持して行こう
とする場合が少くない現状を見ます
ときに、このことが痛感されるのでござ
ります。現況におきましては、醫療
法は、醫療事業の特殊性乃至非營利性
に鑑み、商法上の会社等が病院、診療
所の經營主体となることを期待してお
りませず、又他方すべての病院が民法
による公益法人たる資格を取得すると
いうこともできない状態でございま
す。この点に鑑みまして、醫療事業の
非營利性を考慮し、本事業の經營主体
に対する社会保険制度の具体的構想も
ますますの如きの問題が課せられるので
あります。その修正要点並びにその理由を
申上げますと、本法案の附則第一項
中「六月」を「三月」に改めることのうのであ
ります。その理由といたしましては、
この法案をより早く施行することは病
院經營者にとって有利であると共に、
この法律施行に関する政府の準備が予
定より早く整うに至つたので、この法
案の施行期日を早める必要があるとい

るが、委員会における質疑応答のうち
の主なものを二三申上げますと、医
療法人設立の場合に出資者が課税の対
象となるようなことはないかといふ質
問に対しまして、出資の場合は課税の対
象にはならないという政府の答弁が
ありました。又法人に利益が残つた場合に、配当をせず積立金とするこ
とに、課税の対象となるが、併しこれを施設
の改善に使用する場合には、民法に規
定する法人等が施設の改善の費用は益
金と見ず損金と見ることができること
なつておりますので、これに医疗
法人も含めて貢うよ、税務当局と交渉
して行くという答弁がございました。
以上のような質疑の後、四月十八日
討論に入りましたところ、藤森委員よ
り修正の動議が提出せられたのであり
ます。その修正要点並びにその理由を
申上げますと、本法案の附則第一項
中「六月」を「三月」に改めることのうのであ
ります。その理由といたしましては、
この法案をより早く施行することは病
院經營者にとって有利であると共に、
この法律施行に関する政府の準備が予
定より早く整うに至つたので、この法
案の施行期日を早める必要があるとい
う理由によつて修正意見が提出せられ
たのであります。これに対しまして各
委員より本修正案に賛成の意見が開陳
せられましたが、そのうち井上委員より
り、本法の改正によつて直ぐにも病院
及び診療所の整備改善が期待されない
よう思つて、本法案が実施された
ならば、これを契機として、現在の病
院及び診療所の内容、それから現行の
医療法によつて整備改善されつつある
病院及び診療所の整備拡充の一時も早
めにことを希望して、修正案及び本
改正案に賛成するとの意見の開陳があ
りました。又山下委員よりは、今回の
医療法の改正により私的医療機関の増
設整備を企図されたことは、趣旨は誤
りません。提案の理由に示されてある
とするが、提案の理由に示されてある
ように、本法により医療機関の増設及
び整備を図り、以て他の社会保障制
度の実施に備えるということが譲われ
てあるが、是非ともこの趣旨に副うよ
うに政府当局に対し要望するといふ希
望意見を付して、修正案及び本改正案
に賛成する旨の意見の開陳がありま
した。

かかるて討論を終りまして、採決に入
り、先づ修正案について賛否を詰めま
したところ、全会一致を以て修正案は
可決せられました。次いで修正案を除
くして、審議に慎重を期したのであります

く原案につきまして採決をいたしましたところ、全会一致を以て可決せられました。よつて本法案は全会一致を以て修正議決すべきものと決定いたしました。

次に健康保険法等の一部を改正する

法律案について申上げます。

先づ本法案の提出理由について申上

げます。健康保険、船員保険及び厚生年金保険におきましては、保険料等を滞納いたしました場合の延滞金の割合は従来から大体国税徴収法と同一步調をとつて參つたのでありまするが、このたび国税徴収法の一部が改正されましたのでその趣旨に同調いたしまして延滞金の割合二十銭を八銭に引下げたのであります。又徴収金額の一部について納付があつた場合には、その日以後の期間にかかる延滞金は、從来から納付済額を差引いた額について計算するように取扱をしておつたのでありまするが、この際、これを明確に規定いたしました。本案は本院が先議でありますて、厚生委員会におきましては二回に亘り審議を重ねたのでありまするが、本法案の内容は、國稅徴収法の改正に対応して今回の

改正がなされたので、極めて当然の措

置であるため、質疑も別段ございません。討論を省略して採決に入りましたところ、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第でござります。

以上御報告申上げます。

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

先づ医療法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。委員長の報告

は修正議決報告でござります。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[総員起立]

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て委員会修正通り議決せられました。

一、日程第五 質屋営業法案
一、日程第六 医療法の一部を改正する法律案
一、日程第七 健康保険法等の一部を改正する法律案

一、日程第四 日本政府在外事務所設置法案

出席者は左の通り。

議員	議長 佐藤 尚武君
赤木 正雄君	飯田精太郎君
岡部 常君	岡本 愛祐君
中川 幸平君	木下 長雄君
左藤 泰誼君	

政府委員	國務大臣
財政政策次官 橋 直治君	國務大臣 増田甲子七君
地方自治小野 哲君	

本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会は明後二十一日午前十時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十五分散会

九鬼教十郎君	楠見 義男君
西郷吉之助君	新谷寅三郎君
高橋龍太郎君	伊達源一郎君
田村 文吉君	黒川 宗敬君
藤野 駿雄君	北條 秀一君
町村 敬貴君	松井 道夫君
矢野 酉雄君	山崎 恒君
山本 勇造君	渡邊 基吉君
藤森 真治君	小野 哲君
加賀 操君	小杉 イチ君
鈴木 直人君	竹下 豊次君
高田 寛君	小林 英三君
野田 俊作君	波多野林一君
早川 慎一君	久松 定武君
玉屋 喜章君	宮城 マヨ君
園 伊能君	島津 忠彦君
池田宇右衛門君	佐々木良作君
寺尾 肇君	横尾 龍君
堀 末治君	原 虎一君
大島 定吉君	三好 始君
黒田 英雄君	波多野 鼎君
柴田 政次君	河崎 ナツ君
今泉 政喜君	岡村文四郎君
平岡 市三君	佐々木鹿藏君
北村 一男君	佐々木鹿藏君
中川 幸平君	松野 嘉内君
左藤 泰誼君	佐々木鹿藏君

西山 魯七君	橋本萬石衛門君
小出 清一君	山田 佐一君
大隅 審二君	大隈 信幸君
中井 光次君	油井賢太郎君
吉田 法晴君	木内 四郎君
田中 利勝君	境野 清雄君
岩木 哲夫君	石川 準吉君

外務政務次官

川村
厚生政務次官

矢野

松助君

厚生技官

(医務局長)

東 龍太郎君

厚生事務官

(保險局長)

安田

義君

農林政務次官

坂本

實君

〔参照〕

四月八日議長において、左の通り議席
を変更した。

四八 藤森 真治君

官報另外 昭和二十五年四月二十日 参議院会議録第四十二号

七六八

定価一部
六四五
送
料
火
費

所行發

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話九段五三一印
振替東京一九〇〇〇官報課